



まちの情報オアシス

弥富市  
Yatomi City

# YATOMI

2025  
**4**  
No.229

広 報 や と み



## やとみ 青空市 イベント

🔍 ID でページを探せます！

各記事に掲載のID(7桁の数字)を  
 市ホームページ右上の

サイト内検索  Google 検索  検索

に入力すると、市ホームページ▼  
 該当ページの  
 リンクが表示  
 されます。



- ③ やとみ青空市イベント
- ④ 第36回  
 弥富市民文化展 & 洋邦楽舞発表会  
 弥富市市民活動センター  
 やとみっけベース  
 4.19(土)グランドオープン
- ⑥ 弥富市ファミリーシップ宣誓制度  
 が始まります
- ⑦ 弥富市の下水道情報が  
 ホームページから閲覧できるよう  
 になりました！
- ⑧ 各種相談一覧

📖 今月の表紙

令和6年度弥富市消防団観閲式  
 詳しくは15ページ

4月生まれの子どもたち

HAPPY BIRTHDAY



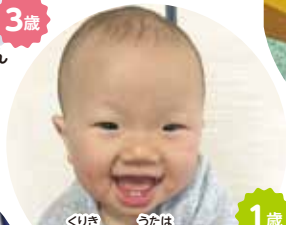
きむら たいが 3歳  
**木村 太琥**ちゃん  
 たいちゃん  
 3歳おめでとう！



やまが いちと 3歳  
**山賀 一虎**ちゃん  
 3歳のお誕生日  
 おめでとう♡♡♡



おおい はるき 1歳  
**大井 春輝**ちゃん  
 我が家のアイドル♡  
 おめでとう！



くりき うたは 1歳  
**栗城 詠羽**ちゃん  
 みんなの癒し♡祝1歳♡



かとう たくま 2歳  
**加藤 燂真**ちゃん  
 わんぱくたっくん♪おめでとう！



のむら かなと 3歳  
**野村 奏仁**ちゃん  
 3歳の誕生日おめでとう。

👶 **子どもの  
 写真を  
 載せませんか？**

- 応募期間  
 4月1日(火)~7日(月)【必着】
- 対象者  
 6月生まれで1歳から3歳までの子
- 問 市役所人事秘書課(内線475)

ID1001951





# やとみ



# 青空市 イベント

4月13日(日)

とき 午前10時～午後3時

ところ ミツ又池公園

体験乗馬

出店 地元を堪能しよう!

ポニーと  
ふれあえる!

※雨天の場合は中止となります。



キッチンカー

食べて! 飲んで!



ぎんちゃんも来るよ!



## 【主催】

ミツ又池管理協議会(運営: 8103 ハッピープロジェクト)  
市役所産業振興課(内線 255)  
(ミツ又池管理協議会 事務局)

## 【後援】

弥富市 弥富市教育委員会  
弥富市社会福祉協議会 弥富市商工会

## 【協力】

ボーイスカウト弥富一団  
輪と和ぶろじえくと

# 第36回 弥富市民文化展

4月11日(金)～13日(日)

午前9時～午後5時(最終日は午後3時まで)

総合社会教育センター 第一多目的室ほか  
入場無料



市役所生涯学習課(総合社会教育センター内)

65-0002

第三十六回 うたとをどりの祭典

# 洋邦楽舞発表会

令和7年 4月12日(土)

会場 総合社会教育センター 公民館ホール

開演 午前9時30分～午後3時25分

出演 弥富市文化協会

洋楽部門

邦楽部門

舞踊部門 各団体

弥富市文化協会  
(総合社会教育センター内)  
65-0002

# やとみっけ

## ベース

### 4.19(土) グラントオープン



明るく開放的で気軽に立ち寄って相談できるスペースです

#### やとみっけベースでできること

#### 施設案内



#### お困りごとを解決

弥富市地域資源バンク“やとみっけ”を使い、市民同士のマッチングでさまざまなお困りごとを解決します



#### 資源発見

市内で活動する個人・団体・企業などの情報を知ることができます

#### 物販・展示

市民活動の成果の展示や販売ができます



- 住所  
前ヶ須町南本田347番地  
弥富まちなか交流館 2階
- 利用時間  
午前9時30分～午後5時
- 休業日  
月・日曜日、年末年始

どなたでも利用できるスペースとして、地域のつながりを広げる場を提供しています。  
お気軽にお立ち寄りください。

#### オープンイベント

## やとみっけ交流マルシェ開催！

#### とき

4月19日(土)午前10時～午後2時

#### 内容

やとみっけ登録者による出店

出店者情報などはこちらから

Instagram



4月1日から

# 弥富市ファミリーシップ宣誓制度が始まります

市では、一人一人の個性や価値観、多様な生き方が尊重される社会を実現するため、弥富市ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

## ファミリーシップ宣誓制度とは？

性的少数者や事実婚の人など、性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして日常生活で相互に支えあい、継続的に責任を持って協力すると約束した関係(=パートナーシップ)にある2人が市にファミリーシップを宣誓し、市が宣誓の受理を証明するものです。

また、子どもを含めて家族としてファミリーシップを宣誓することもできます。

法律上の効果はありませんが、大切なパートナーや家族と安心して暮らせるよう応援します！

## 対象者

### 宣誓ができる方

パートナーシップにある2人が次の要件を全て満たす必要があります。

- ☑成年(満18歳以上)に達していること
- ☑少なくともいずれか一方が市内に住所を有すること、または当該宣誓をしようとする日から3カ月以内に市内に転入する予定であること
- ☑配偶者がいないこと
- ☑他の方とパートナーシップまたはそれに類する関係にないこと
- ☑民法に規定する婚姻できない続柄でないこと

### ファミリーシップに含むことができる方

宣誓者の双方または一方の子、三親等内の近親者など

### 事業者の皆さんへのお願い

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えるよう、ご協力をお願いします。

詳しくは、  
市ホームページ(☎1006413)  
をご覧ください。

☎ 市役所市民協働課(内線 434)

## 働く意欲をかたちにしませんか

# 障がいのある方のための就業相談窓口

どんな働き方が  
あるのか知りたい

働きたいけど  
何をしたらいいか  
分からない

仕事が続かない



障がい者雇用の  
進め方が知りたい

就職活動を  
手伝ってほしい

障がい者雇用が  
初めてで不安

**市役所に相談窓口を設置しています。**  
**相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。**

事前のご予約が必要です。市役所福祉課にご連絡ください。

**毎週火曜日 午後1時～4時 祝日・年末年始を除く**

**受付** 市役所福祉課 **ところ** 市役所 相談室 **対応** 海部障害者就業・生活支援センター

### 対象者

障がい者手帳のある方(障がい種別は問いません)、障がい者手帳はないが診断の出ている方、難病認定を受けている方、対象者のご家族、障がい者雇用を検討されている企業の方 など

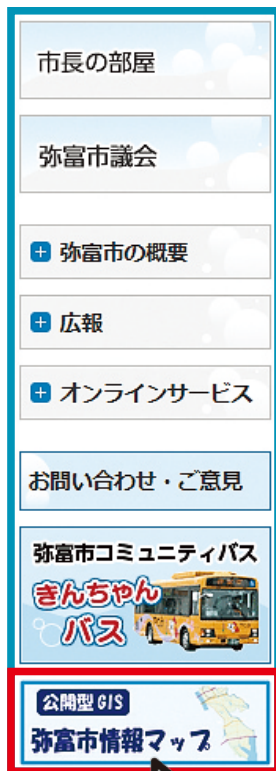
**ご予約・お問い合わせ** 市役所福祉課 (内線 162・163)

**【協力】** 海部障害者就業・生活支援センター(厚生労働省委託事業) ☎22-3633



令和7年  
4月1日から

# 弥富市の下水道情報が ホームページから閲覧できるようになりました！



市ホームページ左下にある  
「弥富市情報マップ」からアクセス

スマホから二次元コードを  
読み取ってもOK



わざわざ市役所に行かなくても確認できて便利！



市役所下水道課窓口でも下水道台帳が閲覧できます。

市役所下水道課までお問い合わせください。

☎ 市役所下水道課  
(内線 283)

## 後期高齢者がいる世帯では、 収入がない方も住民税の申告が必要な 場合がありますのでご注意ください

問 市役所保険年金課  
(内線 126・127)

後期高齢者医療では、世帯の中に所得の分からない人がいると、保険料の軽減制度が受けられなかったり、高額療養費の自己負担限度額が正しく算定されなかったりすることがあります。「収入がない」「障がい年金などの非課税年金を受給している」などの理由により申告不要とされている方でも、住民税の申告をしないことで後期高齢者医療保険料などに影響が出る場合があります。正しい判定をするためにも、毎年5月までには市役所税務課へ前年所得の申告をしてください。

### 収入の申告をしないと影響がある方

被保険者本人や同じ世帯の方で、次に該当がある場合

- ・収入がなく（または少なく）、住民税の申告をしていない。
- ・障がい年金や遺族年金などの非課税の収入のみで、住民税の申告をしていない。

### 住民税の申告をする必要のない方

- ・所得税の確定申告をする方
- ・給与収入のみで、勤務先で年末調整をした方
- ・老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など）収入のみの方
- ・18歳未満で収入のない方

## 1 所得の低い世帯の被保険者の保険料の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を以下のとおり軽減します。（令和7年度改正）

世帯主とその世帯の被保険者全員の所得金額の合計	被保険者均等割額の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1) 以下の世帯	7割軽減
43万円 + (30.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1) 以下の世帯	5割軽減
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの人数 - 1) 以下の世帯	2割軽減

●65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円控除した額で判定します。

## 2 市民税非課税世帯の被保険者の高額療養費

医療費の自己負担限度額（月額）

負担区分		負担割合	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来 + 入院)
区分Ⅰ	①世帯全員の各種所得が0円の方 ②老齢福祉年金を受給している方	1割	8,000円	15,000円
区分Ⅱ	市民税非課税世帯で 区分Ⅰに該当しない方			24,600円

